

## 1、規定について

- ・登録に関する規定は、日本エアバドミントン連盟の議決を経て定める。

## 2、登録について

- ・現住所、勤務先、通学先、または出身地より日本エアバドミントン連盟へ直接登録しなければならない。
- ・登録は、所定の様式により行わなければならない。
- ・登録は毎年これを更新するものとする。
- ・会員は同時に二つ以上の都道府県から登録することはできない。
- ・会員が登録内容を変更する場合は、直ちに所定の様式に従って、届け出なければならない。
- ・登録料の支払は、日本国内からの入金が可能な方のみとする。
- ・登録書類と登録料が本会事務局に届けられたときをもって登録、又は登録更新手続き完了とする。
  - \*会員は退職、退学または所属変更などがあった場合、直ちに登録変更届の提出をしなければならないが、この手続きを怠っているときは、会員の退職、退学及び所属脱退の日をもって登録の効力を失うものとする。

## 3、登録料について

- ・登録料は、下記のとおりとする。
  - (1) 一般 1, 0 0 0円
  - (2) 高校生 5 0 0円
  - (3) 中学生 3 0 0円
  - (4) 小学生 3 0 0円
- ・毎事業年度における合計額を当該年度の運営費に使用する。

## 4、競技会出場について

- ・本会の会員は、本会、本会の加盟団体、日本体育協会、日本オリンピック委員会、国際バドミントン連盟及び国際オリンピック委員会が主催・公認した競技会に出場することができる。
  - \*国際大会に出場資格を取得している会員は、日本バドミントン会員登録を取得していることが条件とされる。

## 5、除名、退会について

・会員が、次の各項のいずれかに該当するときは、日本エアバドミントン連盟の議決を経て、会長がこれを

除名することができる。

- (1) 本会の規約に違反する行為があったとき
- (2) 刑法に抵触する行為があったとき
- (3) 虚偽の登録申請をしたとき

・会員はいつでも退会通知を本会に提出することにより、退会することができる。

\*前項の場合、既納の登録料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 6、規定改定について

・本規定の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

・本規定の実施に関し必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

## 7、附則

この規定は、2023年10月21日より施行する